

けんぽQ & A

Series 21

Q 治療用装具の支給申請がありましたが、装具の価格に103%を乗じた金額で申請されています。この3%の付加部分は何を意味しているのですか？

A 治療用装具には、消費税が賦課されませんが、価格には制作業者の材料仕入に係る消費税相当分が考慮されています。

つまり、「治療用装具の支給基準」に掲載されている各装具の価格を基に、支給金額の計算をしておりますが、この装具の価格のうち材料相当部分は60%とみなされ、その部分にのみ消費税相当分5%を乗じるという考え方となります。

装具全体の価格に3%（ $60\% \times \text{消費税相当分 } 5\% = 3\%$ ）を乗じることで、材料相当部分のみの消費税相当分を考慮した価格を算定しています。

例) 妻が道路で転倒しました。

左足関節外側側副靭帯損傷により「左短下肢装具軟性」を注文

基本価格 A-6 (採寸) 数量 1 7,000円

下肢支持部C-2モールド 数量 1 8,450円

加算3% 463円

合 計 15,913円

15,913円 × 7割 = 11,139円

支給金額となります。